

職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																							
中部地区医師会立 ぐしかわ看護専門学校	平成20年3月26日	高良武博	〒904-2201 沖縄県うるま市宇昆布長尾原1832-1 (電話) 098-972-4600																							
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																							
一般社団法人中部地区医師会	昭和48年9月19日	今井千春	〒904-0113 沖縄県中頭郡北谷町字宮城1-584 (電話) 098-936-8201																							
分野	認定課程名	認定学科名	専門士	高度専門士																						
医療	医療専門課程	看護学科	平成21年2月27日文科省告示第22号	-																						
学科の目的	看護師を志望する者に基礎的な知識、技術、態度を習得させ、豊かな教養と人格を備えた地域の保健医療福祉活動に貢献し得る看護の実践者を育成する。																									
認定年月日	平成19年12月25日																									
修業年限	昼夜	講義	演習	実習	実験	実技																				
3年	3040時間	1505時間	488時間	1035時間	0時間	12時間																				
生徒総定員	生徒実員	留学生数(生徒実員の内数)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																					
240人	248人	0人	18人	112人	115人																					
学期制度	■前期:4月1日～9月30日 ■後期:10月1日～3月31日	成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 筆記試験、実習評価は、優、良、可、不可の成績評価を行い、可以上を合格とする。																							
長期休み	■学年始:4月1日 ■夏 季:8月13日～9月6日 ■冬 季:12月23日～1月5日 ■春 季:3月10日～3月31日 ■学年末:3月7日	卒業・進級 条件	本校で定める規定の単位を取得した者。所定の授業科目の単位の認定を受けた者について、会議の議を経て認定とする。																							
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 入学前セミナーを実施し、心構え、円滑な学校生活を開始する。学年担当制を取り、学生1人ひとりへの細かな指導を行う。出席不良や成績不良がみられた場合は、早期に担当教員が面接を行い、支援や対応を行う。	課外活動	■課外活動の種類 学生会活動、校外活動、ボランティア活動、オープンキャンパス、学校祭などの実行委員会 ■サークル活動: 有																							
就職等の 状況※2	■主な就職先、業界等(令和5年度卒業生) 沖縄県立病院、中頭病院、中部徳洲会病院、ハートライフ病院、ちゅうざん病院、琉球大学病院、国立病院機構沖縄病院、沖縄リハビリテーション病院、他 ■就職指導内容 履歴書の書き方講義・指導、面接指導、小論文の書き方講義・指導、就職説明会開催、 ■卒業者数 : 78 人 ■就職希望者数 : 73 人 ■就職者数 : 71 人 ■就職率 : 97.2 % ■卒業者に占める就職者の割合 : 91% % ■その他 ■進学者数:2人 ・熊本大学 看護教諭特別科:1人 ・名桜大学 保健学科:1人 (令和5年度卒業者に関する 令和6年6月1日 時点の情報)	主な学修成果 (資格・検定等) ※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和5年度卒業者に関する令和6年4月1日時点の情報) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種別</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護師</td> <td>②</td> <td>78人</td> <td>73人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄 (例)認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等				資格・検定名	種別	受験者数	合格者数	看護師	②	78人	73人												
資格・検定名	種別	受験者数	合格者数																							
看護師	②	78人	73人																							
中途退学 の現状	■中途退学者 2名 令和5年3月31日時点において、在学者246名(令和5年4月5日の入学生を含む) 令和6年3月31日時点において、在学者248名(令和6年4月1日の入学生を含む) ■中途退学の本主な理由 進路変更 ■中退防止・中退者支援のための取組 学生の定期的な面接、出席不良・成績不良な学生の面接と学習支援を行う。また、メンタルが不良な学生へのスクールカウンセラーの紹介をおこなう。心療内科への受診が必要な学生には医師会を通して紹介、必要時には学生長が同席する等家族と学校の連携をとっている。進路変更等の中途退学者者には、進みたい分野の自覚や変更上の悩み等の確認を行い、保護者と調整のうえ、学生の判断に委ねている。	■中退率 0.8 %																								
経済的支援 制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有 ※有の場合、制度内容を記入 中部地区医師会奨学金制度 学業人物共に模範となる学生に授業料の一部20万円を支給する。返済不要。 ■専門実践教育訓練給付: 給付対象・非給付対象 ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載 14名																									
第三者による 学校評価	■民間の評価機関等からの第三者評価: 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 (評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL)																									
当該学科の ホームページ URL	http://www.ushikawa-ns.ac.jp																									

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文科省における専修学校卒業生の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」とは、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者を含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年度に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、資金、報酬その他経済的な取入を得る仕様に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めませんが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野」に就職した者を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進学状況等について記載します。

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

学校は医療、福祉などの人々の生活を取り巻く社会環境の変化を理解し、それに対応できる幅広い専門性、柔軟な対応力と豊かな人間性を兼ね備えた看護人材の育成をめざし、企業団体などの役員、実務者からの助言を求め、本校の教育の水準の向上と質保障を図るべく、継続的かつ組織的に教育課程の編成に取り組むことを基本方針とする。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

ぐしかわ看護専門学校は、設置主体である中部地区医師会理事会の下部機関である。学校長のもとに教育課程編成委員会を設置し、外部委員に加えて学校長、教務部長、実習調整者、事務部長が内部委員として参加する。本校の教育課程の編成及び教育内容、教育方法等の審議機関であるカリキュラム委員会から教育課程の編成等について現状と今後の計画の報告を受け、企業との連携体制のもと、実践的かつ専門的な立場から職業教育に求められる教育について検討する。カリキュラム委員会は、教育課程編成委員会から出された意見を踏まえて内容を審議し、教育課程や教育方法の改善・工夫に取り組む。教育課程変更の審議は、中部地区医師会理事会に要請するものとする。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年7月12日現在

名前	所属	任期	種別
前田純子	公益社団法人沖縄県看護協会教育課長	令和6年7月1日～令和8年6月30日(2年)	①
安谷屋佳子	社会医療法人かりゆし会 ハートライフ病院 看護部長	令和5年9月20日～令和7年7月31日(2年)	③
高良武博	中部地区医師会立ぐしかわ看護専門学校 学校長	令和6年7月1日～令和8年6月30日(2年)	
池原盛光	中部地区医師会立ぐしかわ看護専門学校 教務部長	令和6年7月1日～令和8年6月30日(2年)	
當山小百合	中部地区医師会立ぐしかわ看護専門学校実習調整者	令和6年7月1日～令和8年6月30日(2年)	
川端三千代	中部地区医師会立ぐしかわ看護専門学校 教育主任	令和6年7月1日～令和8年6月30日(2年)	
宮城恵	中部地区医師会立ぐしかわ看護専門学校 事務次長	令和6年7月1日～令和8年6月30日(2年)	

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(9月・3月)

(開催日時(実績))

【令和5年度】

【令和6年度】

第1回 令和5年9月20日 16:00～17:00

第1回 令和6年9月20日予定 15:00～16:00

第2回 令和6年3月21日 16:00～17:00

第2回 令和7年3月21日予定 15:00～16:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

令和5年9月20日 教育課程編成委員会

・カリキュラム改正から2年目となり、2年次の領域横断科目の実施年度となりその評価について意見を伺う。その中で1年目の振り返りを「新設科目の授業評価からみてきた学校の役割」と題して雑誌へ投稿した。新設の地域・在宅看護論実習、実習時間を増やした基礎看護学実習についても、看護の対象は病院に入院している人々だけでなく、地域で暮らしている人々も対象であり、患者を対象として捉えていたが人として捉える事の大切さなどを学ぶことができ、さらに、地域の暮らすその人々の生活を知ることの重要性を考えることができていた。領域横断科目では、各発達段階にみられる健康状態を1つの看護としてまとめていることから、各期の身体的、社会的、心理的特徴を踏まえ講義していかなくてはならず、その領域だけ分かればよいという科目ではないため、教員自身が学ぶ時間と根気が必要であり、その成果を年度末に報告したい。外部委員からは、コロナ禍の学生は臨地実習が少ない分、患者とのコミュニケーションがとれず、患者のニーズをつかむことができず、どのようなケアを提供しないといけないのか分からず、それが実践に結びつかない現状がある。卒業生はコロナ禍の影響か、コミュニケーション能力、看護実践能力の低下と多々みられ、臨床では、新卒看護師の育成にどう関わっていったらいいのか、実際難渋しているとの意見があり、今後、も基礎教育でコミュニケーション能力の強化に期待し、臨床現場の看護師と連携が進められるのを期待された。

令和6年3月21日 教育課程編成委員会

新カリキュラム2年を振り返って、論理的思考法では、論理的に思考できること、記述できることを目標に「基礎看護学実習Ⅱ(1年次)」「基礎看護学実習Ⅱ(2年次)」での看護実践を教材に、看護実践を通して活用できるように取り組んでいた。他の科目の課題も重なり、欠席者が多い時期もあり、科目の進度が課題であった。リラクゼーションでは、ストレスに関する知識や対処方法を学び、自身のセルフケアと看護につなげられることを目的に開講し、学生は日常生活の中で対処法としての意見も多くあった。形態機能学Ⅳでは、日常生活援助を再考するうえで、正常な機能を踏まえ、どこにどのような障害が起きているか考え看護につなげられた」など、また、看護の対象を生活者の視点でとらえるなど、地域・在宅看護方法論Ⅰ(フィールドワーク)や「地域・在宅看護論実習Ⅰ」でも学びが、繋がっていると考えられた。

健康状態別看護では、他の科目の課題も多く重なる時期の進捗であったため、科目の学習内容や展開について、検討が必要である。新年度4月に詳細を把握するためにアンケートを実施する。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

企業との連携による実習は、基礎看護学方法論Ⅳを修学した後が有効であるという考えから、臨地実習の開始は1年後期とすることを基本としている。現場で働いている指導者の方々より直接指導を受け、実習を行うことにより、実践的な知識・技術の修得を行う。同時に現場でなければ得られない緊張感、対象との体験など、実習内容以外の成果も得られるよう期待している。以上を踏まえて臨地実習には担当教員が同行することを基本とし、実習の開始前の説明会には担当教員も参加する。新カリキュラム地域・在宅看護論では、地域住民の健康支援にかかわる場として市町村や事業所を実習先とした。実習の受け入れは、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴い、実習施設における感染予防策を遵守する中で、前年度よりは、臨床での看護実践の展開ができた。特に、最終学年の3年次においては、2年間はICTを活用した学内実習であったため、本年度は貴重な隣地での経験を得ることができた。また、学内日の実習においては、コロナ禍で学んだICTを活用した学習方法も継続して取り入れて、隣地実習の振り返りや事前学習の方法として大いに活用し深い学びに繋がっていた。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容
※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

看護教員の看護実践能力の維持には困難が伴い、臨床現場を離れている看護教員と同等の看護実践能力を持つことには限界がある。また、看護の対象である人々への看護技術、看護過程、看護の方法など総合的に学習するという観点から、各領域の看護学概論、看護学方法論において企業と連携している。授業内容、実習内容、実習の評価については、企業等に実習要項を配布、説明し、共通認識している。実習の評価は、実習指導者、企業等の管理者等からグループ全体の評価をいただくが、中には学生個人の評価も含まれている場合もある。実習環境については、各クール実習終了後に学校独自のアンケート調査を学生に行い、その結果を企業側に文書で報告している。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
地域・在宅看護論実習Ⅰ	地域住民の健康支援にかかわる場の役割・機能について学ぶ。	市町村健康福祉課、健康福祉センター、地域包括支援センター
成人・老年看護学実習Ⅱ	成人・老年期における健康問題を理解し、周手術期に在る対象とその家族への看護を実践する能力を養う。対象とその家族を取り巻く医療チームとしての看護の役割や保健医療福祉チーム間での連携を理解し活用することができる。	県立中部病院、中頭病院、中部徳洲会病院、ハートライフ病院
成人・老年看護学実習Ⅲ	健康障害のある成人期・老年期の対象及びその家族を理解し、対象者の持てる力に焦点を当てた日常生活の援助方法を学ぶ。対象者を支える保健医療福祉について理解し、多職種との連携の中で看護の役割を学ぶ。	ちゅうざん病院、中部協同病院
小児看護学実習	小児各期の特徴を理解し、子どもの健全な成長発達を助けると共に、健康段階に応じた子どもと家族に必要な援助の実践を学ぶ。	中頭病院、県立南部医療センター・こども医療センター、県立中部病院、中頭病院、ひまわりっ童保育園、すくすく保育園、ハッピーネス保育園、百合が丘保育園
看護の実践と統合実習	臨地実習で習得した看護実践を行うための基礎的能力を生かし、看護チームの一員としての体験によって知識、技術、態度を統合し、臨床に即した看護実践力を身につける。	県立中部病院、中頭病院、中部徳洲会病院、ハートライフ病院、沖縄病院

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究（以下「研修等」という。）の基本方針

※研修などを教員に受講させることについて諸規定に定められていることを明記
教員が基礎的及び専門的資質の向上を図るために研修の実施、研修は、本校の業務遂行上必要な事項に関して実施する。研修の内容は、職務に直接的または間接的に効果を生むことが期待される内容のもの、教員の自己研鑽となる内容のものとする。教員は、一人一人の研修費が予算化されており、学会、研修など選定し参加する。令和5年度は新型コロナウイルス感染症の5類への移行に伴い、活動の制限は行わず、対面またはオンラインの参加も認めた。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等				
① 社会人基礎力を身に付ける関わり方	東京都	看護教員(1日)1名	看護基礎教育における学生との関わりについて深める	
② 沖縄県在宅医療推進フォーラム 2023年度	沖縄県	看護教員(1日)3名	在宅医療の現状と課題を知る	
③ 沖縄県立看護大学 公開講座「臨床判断とは」	オンライン	看護教員(1日)8名	臨床判断の概念と教育の活用を学ぶ	
④ シミュレーション教育方法研修会	オンライン	看護教員(1日)6名	学内実習に生かすシミュレーション教育方法を知る	
⑤ シミュレーション教育方法研修会	オンライン	看護教員(1日)5名	本校のOCSEの取り組みの紹介と教育方法を深める	
⑥ 日本協同教育学会 認定ワークショップ	東京都	看護教員(2日)1名	協同学習の基本的な手法を学ぶ	
② 指導力の修得・向上のための研修等				
① 第35回日本看護学校協議会学会	オンライン	看護教員(1日)1名	看護教育に関する知見を深め教育活動に活かす	
② 令和5年度第1回看護教員再教育研修	沖縄県	看護教員(1日)18名	授業研究をととして看護教育の質を高めることを知る	
③ 令和5年度第2回看護教員再教育研修	沖縄県	看護教員(1日)18名	研究授業の見方と協議の方法を知る	
④ 令和5年度第3回看護教員再教育研修	沖縄県	看護教員(1日)14名	看護教育実践を研究する方法を知る	
⑤ 日本看護学校協議会学校長会	オンライン	看護教員(2日)1名	看護教育に関する動向と課題を認識し職務に反映させる	
⑥ 日本看護学校協議会学校教務主任研修会	オンライン	看護教員(2日)1名	看護教育に関する動向と課題を認識し職務に反映させる。	

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

① 看護学生の学習を促す 授業方法入門	オンライン	看護教員(1日)3名	授業構成を学び、マネージメントする基礎的知識を習得する
② 看護実践力を高める実習指導の方法	オンライン	看護教員(1日)1名	看護基礎教育における実習指導の基本的な考え方を学ぶ
③ 看護師国家試験分析 & 受験指導対策セミナー	オンデマンド	看護教員(1日)18名	第114回に向けた指導対策を学ぶ
④ 学生の「臨床判断の基礎的能力」を育てる授業実践	オンライン	看護教員(1日)1名	臨床判断能力向上のための授業実践に生かす

② 指導力の修得・向上のための研修等

① 沖縄県実習指導者講習会	沖縄県	看護教員(2ヵ月)1名	効果的な実習指導ができるよう知識・技術を習得する
② 令和6年度第1回看護教員再教育研修	沖縄県	看護教員(1日)18名	障害者の基本的な考え方や合理的配慮について知る
③ 令和6年度第2回看護教員再教育研修	沖縄県	看護教員(1日)18名	具体的な事例を踏まえ合理的配慮について学ぶ
④ 令和6年度第3回看護教員再教育研修	沖縄県	看護教員(1日)18名	看護教育における合理的配慮について学ぶ
⑤ 第34回日本看護学校協議会学会	東京都	看護教員(2日)1名	看護教育に関する知見を深め教育活動に活かす
⑥ 日本看護教育学会第33回学術集会	オンライン	看護教員(2日)1名	看護教育に関する知見を深め教育活動に活かす

(別途、以下の資料を提出)

- * 研修等に係る諸規程
- * 研修等の実績(推薦年度の前年度における実績)
- * 研修等の計画(推薦年度における計画)

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

学校関係者評価を通して、教育活動及び学校運営を点検し改善することで、社会の変化に対応できる学校組織を目指すとともに、情報公開により学校の透明性を図る。また、自己点検・自己評価、学校関係者評価を行い、全職員が学校の状況及び目標・方向性を共有することで、教育活動及び学校運営の改善を円滑に推進する。委員会は、本校が実施した自己点検・評価の結果について、評価及び助言を行い、その結果を中部地区医師会理事会の報告を経て、公表するものとしている。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	<ul style="list-style-type: none"> ・理念・目的・育人人材像等が明文化されているか ・社会や関連業界のニーズを踏まえた将来構想を描いていますか
(2) 学校運営	<ul style="list-style-type: none"> ・運営方針は教育理念等に沿ったものになっているか ・事業計画を作成し、執行しているか ・運営組織や意思決定機関は効率的なものになっているか ・教員及び職員の能力評価・能力向上に向けた取組みをおこなっているか ・人事・給与に関する制度を確立しているか ・情報システム化等による業務の効率化が図られているか
(3) 教育活動	<ul style="list-style-type: none"> ・教育理念、教育目的および育人人材像に沿った教育課程を編成・実施しているか ・学科の教育目標、育人人材像に向けて、体系的なカリキュラム作成などの取組がなされているか ・成績評価・単位認定、進級・卒業判定の基準は明確になっているか ・資格・免許取得のための指導体制があるか・キャリア教育等を身につけるための取組が実施されているか
(4) 学修成果	<ul style="list-style-type: none"> ・学科の教育目標、育人人材像に向けてその達成への取り組みと評価がされているか ・就職率の向上が図られているか ・資格・免許取得率の向上が図られているか ・卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか
(5) 学生支援	<ul style="list-style-type: none"> ・学生に対する修学支援に関する支援組織体制を整備し、学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるように図っているか ・就職・進学指導に関する支援体制は整備され、有効に機能しているか ・学生相談に関する体制は整備されているか ・学生に対する経済的な支援体制は整備されているか、学生の健康を担う組織体制はあるか。 ・生活環境支援体制を整備しているか ・退学率の低減が図られているか ・保護者)との連携(保証人との連携体制を構築しているか ・卒業生の動向を把握しているか。社会人のニーズを踏まえた教育環境を整備しているか
(6) 教育環境	<ul style="list-style-type: none"> ・施設、設備は教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか ・校外の実習、インターシップ、海外研修等について、十分な教育体制を整備していますか ・防災・安全管理に関する体制を整備しているか、防災訓練等を実施しているか
(7) 学生の受入れ募集	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学選抜を行っているか。 ・社会人入学生、留学生、障がい者等、多様な学生の受入れについて方針を明確にしているか ・入学選考は、適正かつ公平な基準に基づき行われているか ・学納金は妥当なものとなっているか
(8) 教育の内部質保証システム	<ul style="list-style-type: none"> ・法令、専修学校設置基準等を遵守し、適正な学校運営を行なっているか ・個人情報に関する規程を整備し、個人情報に対する対応を取っているか ・自己評価、学校関係者評価の実施体制を整備しているか ・各学科の教育目標、育人人材像に向けて自己点検・評価活動の実施体制を確立して改革・改善のためのシステムが構築されているか・教育活動に関する情報公開を積極的に行っているか

(9) 財務	・学校の中長期的な財務基盤は安定しているといえるか ・予算及び収支計画は有効かつ妥当か。予算及び収支計画に基づき、適正に執行管理を行っているか ・財務について会計監査が適正におこなわれているか ・私立学校法に基づく財務情報公開体制を整備し、適切に運用しているか
(10) 社会貢献・地域貢献	・学校の教育資源や施設を利用した社会貢献・地域貢献を行っているか ・学生のボランティア活動を奨励・支援しているか
(11) 国際交流	—

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者評価委員会は、本校の学校運営、教育活動の現状における課題等の明確化、助言等を得ることで、学校運営の継続的な改善の方策を検討、実施していくことを目的としている。本校の学校評価は平成29年度から専門学校等評価基準に沿って評価しているが、令和4年から「共通的评价基準モデル2022」を活用している。自己点検・自己評価、学校関係者評価を行うことで、全職員が学校の状況及び目標・方向性を共有することで、教育活動及び学校運営の改善を円滑に推進する。自己点検の結果をもとに学校評価委員会において、意見交換を行い、その意見を含め学校関係者評価委員会において外部評価を実施している。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和6年7月12日現在

名前	所属	任期	種別
前田純子	公益社団法人沖縄県看護協会教育課長	令和6年7月1日～令和8年6月30日(2年)	企業等委員
安谷屋佳子	社会医療法人かりゆし会 ハートライフ病院 副看護部長	令和5年7月20日～令和7年3月31日(2年)	企業等委員
又吉法尚	うるま市議会議員	令和5年9月20日～令和7年3月31日(2年)	PTA
仲松直哉	社会医療法人敬愛会中頭病院 看護師	令和5年9月22日～令和7年3月31日(2年)	卒業生
大城綾花	沖縄県立中部病院 看護師	令和6年7月1日～令和8年6月30日(2年)	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ)・広報誌などの刊行物・その他()

URL: <https://www.gushikawa-ns.ac.jp/information.php>

公表時期: 令和6年7月16日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

学校全体の教育の質の保証・向上の観点から、積極的に情報を公開し、学校運営の透明化を図る。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	①学校の教育理念及び目標、特色 ②学校名 ③学校長名 ④所在地 ⑤沿革
(2) 各学科等の教育	①定員数 ②カリキュラム ③年間計画 ④進級・卒業の要件及び評価基準 ⑤GPA数値分布
(3) 教職員	①教職員数
(4) キャリア教育・実践的職業教育	①キャリア支援への取り組み ②実習への取り組み ③就職支援への取り組み
(5) 様々な教育活動・教育環境	①学校行事 ②課外活動
(6) 学生の生活支援	①学生への支援状況、支援の取り組み
(7) 学生納付金・修学支援	①学納金 ②課外活動
(8) 学校の財務	①看護学校特別会計収支決算書 ②賃借対照表内訳表 ③会計監査
(9) 学校評価	①自己点検・自己評価の結果 ②学校関係者評価の結果
(10) 国際連携の状況	—
(11) その他	—

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ)・広報誌などの刊行物・その他()

URL: <https://www.gushikawa-ns.ac.jp/information.php>

授業科目等の概要

(看護専門課程看護学科) 令和5年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			論理的思考法	論理的思考方法を学ぶとともに、その表現方法を養う	2後	30	1	○	△		○			○	
○			情報科学	情報収集・分析、処理の基礎的知識と技術を学び、その活用方法と応用する能力を養う	1後	20	1	○	△		○				○
○			情報リテラシー	情報化社会において適切に情報を処理し活用する基本的な能力を修得する。	1前	15	1	○			○				○
○			教育学	人間の成長発達における教育の重要性を学び、教育の基礎的知識を養う	1後	30	1	○			○				○
○			コミュニケーション論	人間関係を成立する上で必要なコミュニケーションの概念、さらにお互いの考えを認知、共感、理解して、有効な関係を築くコミュニケーション能力を養う。	1前	15	1	○			○				○
○			生命と倫理学	生命の尊厳、人間尊重について理解し、医療・看護の基礎となる倫理観を学ぶ	1前	30	1	○			○				○
○			文化人類学	沖縄を理解していく中で国際的な視野をもつことの意義を学び、世界を幅広く見つめる目を養う	3前	15	1	○			○				○
○			生活環境論	地球環境における生態系のありようを理解したうえで、健康の基盤となる生活環境を学ぶ	1後	15	1	○			○				○
○			社会学	社会学における基本的な概念を学び、人間と社会について理解を深める	1後	30	1	○			○				○
○			心理学	心理学の基礎的知識を学び、自己と他者を理解することで人間理解につなげる	1前	30	1	○			○				○
○			人間関係論	関係的存在としての人間の特徴を理解し、人間関係のあり方を学ぶ	1前	30	1	○			○				○
○			臨床英語	看護実践の場で活かせる看護に必要な英語を学ぶ	2通	45	2	○	△		○				○
○			リラクゼーション	ストレスの基礎的知識や対処方法を学び、ストレスを軽減する行動に繋げる。	2後	15	1	○	△	△	○				○
○			形態機能学 I	呼吸器系、血液・循環器系の形態と構造及びその機能を学び、看護に必要な基礎的知識を習得する。	1前	30	1	○			○				○

○		形態機能学Ⅱ	消化器系・代謝、泌尿器系・退役、自立神経系・内分泌系の形態と構造及びその機能を学び、看護に必要な基礎的知識を習得する。	1前	30	2	○		○	○	○	
○		形態機能学Ⅲ	骨格系・筋系、神経系・感覚器系、皮膚ひ・免疫系、生殖器系の形態と構造及びその機能を学び、看護に必要な基礎的知識を習得する。	1前	30	2	○		○		○	
○		形態機能学Ⅳ	これまで既習した人体の構造と機能を想起し、生きていることや日常生活行動にどう影響するのかを考え、看護につなげていく。	1後	30	2	○	△	○		○	
○		生化学	生体を構成する物質とその代謝作用を学び、人間の生命現象を科学的に判断する能力を養う	1前	30	1	○		○			○
○		栄養と健康	人間の健康生活を支える食事について考え、生体に取り込まれた栄養素の働きを理解する	1後	20	1	○	△	○			○
○		微生物学	微生物が生体に及ぼす影響を理解し、病原微生物の種類と特徴から生体への影響を予防する方法を学ぶ	1前	30	1	○		○			○
○		病理学	健康障害に関する病因と病変について学ぶ	1後	15	1	○		○			○
○		病態生理学Ⅰ	呼吸器、循環器、血液・造血器、内分泌疾患の病態生理、診断、検査、治療について学ぶ	1通	45	2	○		○			○
○		病態生理学Ⅱ	歯・口腔器、消化器、代謝疾患の病態生理、診断、検査、治療について学ぶ	1後	30	1	○		○			○
○		病態生理学Ⅲ	皮膚、アレルギー・膠原病・感染症、眼、耳鼻咽喉疾患の病態生理、診断、検査、治療について学ぶ	1後	30	1	○		○			○
○		病態生理学Ⅳ	脳・神経、運動器、精神疾患の病態生理、診断、検査、治療について学ぶ	2前	30	1	○		○			○
○		病態生理学Ⅴ	腎・泌尿器、女性生殖器、小児期、周産期疾患の病態生理、診断、検査、治療について学ぶ	2通	45	2	○		○			○
○		薬理学	薬物が生体に及ぼす作用・副作用を理解し、薬物の取扱と管理方法を学ぶ	1後	30	1	○		○			○
○		公衆衛生学	健康問題と社会背景を理解し、健康問題に対する統計的な知識を学び、健康に関する諸問題を幅広く捉える能力を養う	2前	30	1	○		○			○
○		社会福祉	社会福祉の定義を学び、看護と社会福祉の関連を習得する	2前	15	1	○		○			○
○		社会保障	社会福祉の概念と目的、機能を学び、看護の中で社会保障が果たす役割を習得する	2通	45	2	○	△	○			○
○		看護関係法令	看護活動を行うための基礎となる法令及び関連する法について学ぶ	2後	15	1	○		○		○	
○		現代医療論	医療の変化と健康問題・疾病予防について理解を深め、望ましい医療者・看護師像について学ぶ	1前	15	1	○		○			○

○		基礎看護学 概論	看護の概念を捉え、看護の位置づけ・専門性について学ぶ、また看護の対象としての人間のとらえ方を明らかにし、看護の機能と役割の重要性が認識できる	1前	30	1	○		○	○			
○		基礎看護学 方法論Ⅰ	看護を実践するための基礎となる技術の概念について理解し、安全に看護行為に共通する基本技術を習得する	1前	30	1	○	△	○	○			
○		基礎看護学 方法論Ⅱ	対象の健康生活を保持するために、環境調整の援助技術、バイタルサインの測定及び活動と休息への援助などの日常生活援助技術を習得する	1前	30	1	○	△	○	○			
○		基礎看護学 方法論Ⅲ	対象の健康生活を保持するために、清潔・衣生活への援助、栄養と食事の援助及び排泄の援助などの日常生活援助技術を習得する	1前	30	1	○	△	○	○			
○		基礎看護学 方法論Ⅳ	看護におけるフィジカルアセスメント及び身体計測の技術を習得し、さらに検査・治療に伴う看護の役割と援助方法を学ぶ	1後	30	2	○	△	○	○			
○		基礎看護学 方法論Ⅴ	診察に伴う看護の役割と援助方法を学ぶ。検査時の看護、薬物療法と看護更に健康障害を持つ対象に対し経過別・症状別・治療処置別等に応じた基礎的知識及びその援助方法を学ぶ	1後	45	2	○	△	○	○	○		
○		基礎看護学 方法論Ⅵ	看護過程に沿って看護の実践を行うことの意義と重要性が理解でき具体的展開の方法を学ぶ	1後	30	1	○	△	○	○			
○		基礎看護学 方法論Ⅶ	健康障害を持つ対象に対し経過別・症状別・治療処置別等に応じた基礎的知識及び侵襲を伴う援助方法を学ぶ。	2前	45	2	○	△	○	○	○		
○		基礎看護学 方法論Ⅷ	事例研究に必要な基本的な知識、技術及び態度について学び、実践してきた看護について、論文としてまとめることで自己の看護観を深める。	3前	30	1	○	△	○	○			
○		在宅看護概論	在宅看護の歴史の変遷を踏まえ、在宅看護の概念と対象、場を理解し、在宅看護の役割と機能を学ぶ	1後	15	1	○		○	○			
○		地域・在宅 看護方法論Ⅰ	暮らしの場や活動の場などのフィールドに出向き、探求心をもって主体的に地域住民と関わりを持ち、地域の課題を考えることができる。自助・互助・共助・公助のつながりを学ぶ	1前	20	1	○	△	○	○	○		
○		地域・在宅 看護方法論Ⅱ	住み慣れた地域での生活の場を考えることができる。	2後	15	1	○		○	○			
○		地域・在宅 看護方法論Ⅲ	在宅看護に必要な看護援助を学び、対象の抱えるニーズを把握し、セルフケア能力を高めるための支援と生活の質(QOL)の維持・向上に向けての支援方法を学ぶ	2通	45	2	○	△	○	○	○		

○		地域・在宅 看護方法論Ⅳ	紙上事例を通して看護過程を学び、 個別的な在宅ケア支援のための保健 医療福祉のネットワークの活用方法 ・継続看護の方法を学ぶ	3前	30	1	○	△	○	○	○	
○		健康支援と 看護	個人への学習支援技術を土台に健康 行動モデルやライフステージ各期に おける健康上の課題及び学習支援の 特徴を学び、個人・集団への健康学 習支援の実践能力を高める。、	2通	30	1	○	△	○	○	○	
○		周手術期と 看護	周手術期における生体反応、発達段 階に夜身体的・精神的・社会的な影 響を踏まえた周手術期の看護を学 ぶ。	2後	30	1	○	△	○	○	○	
○		終末期と看護	死を迎えつつある人に必要な症状の コントロールや家族のケアについて 学習する。また、多様な場において 緩和ケア及び悲観のプロセスに応じ た援助、並びにグリーフケアについ て学習し、自己の死生観を養う。	2後	30	1	○	△	○	○	○	
○		薬物療法と 看護	薬物療法の基本的知識を踏まえ、特 別な薬物の管理や看護の実際、各発 達段階の対象特性に応じた薬物療法 を学ぶ。さらに代表的な薬物療法の 看護の実際を学ぶ。	2通	30	1	○	△	○	○	○	
○		臨床判断と 看護	既習の学習内容を統合し、臨床の場 の現象に紐づけて考える経験を通し て、臨床判断の基礎的能力を身につ ける。看護実践につながる見方、考 え方を学ぶ。	3通	30	1	○	△	○	○		
○		成人看護学 概論	成人看護学の概念と成人期の特徴と 対象を理解し、成人期の保健・医 療・福祉の動向と課題、倫理と看護 者の役割について学ぶ	1後	20	1	○		○	○	○	
○		成人看護学 方法論Ⅰ	急激な身体侵襲で生命の危機状態に ある対象の特徴を理解すると共に回 復を促進する援助を学ぶ	2前	30	2	○	△	○	○	○	
○		成人看護学 方法論Ⅱ	生涯にわたり疾病の自己管理を必要 とする対象の看護、対象とその家族 が健康障害を受容する過程やセルフ ケアを高める援助の方法を学ぶ。	2前	30	1	○	△	○	○	○	
○		成人看護学 方法論Ⅲ	回復過程において障害への適応と社 会復帰を目指す対象への看護を理 解する	2前	30	1	○	△	○	○	○	
○		成人看護学 方法論Ⅳ	誌上事例による看護過程の展開を通 して、健康障害をきたした成人への 看護を実践するための具体的な看護 実践能力を身につける。	2後	30	1	○	△	○	○	○	
○		老年看護学 概論	老年期を生きる人々の健康と、加齢 に伴う身体的、精神的、社会的変化 や特徴を理解する。また、高齢者 を取り巻く社会の動向や医療保健福 祉制度について学ぶ	1後	30	1	○	△	○	○	○	
○		老年看護学 方法論Ⅰ	高齢者の健康障害が日常生活動作に 影響を及ぼすことを理解する。また 高齢者の特徴的な疾患と看護のア セスメントの視点を理解しADL保 持・QOL向上を目指す看護を学ぶ	2通	30	1	○	△	○	○	○	

○		老年看護学 方法論Ⅱ	紙上事例を通して、疾患をもつ高齢者の看護過程を具体的に展開する	2後	30	1	○	△		○	○		
○		小児看護学 概論	子どもの特徴と子どもを取り巻く環境について学び、小児看護の対象及び役割を理解する	1後	30	1	○	△		○	○		
○		小児看護学 方法論Ⅰ	健康問題の経過の特徴と小児に特有な症状と看護について学び、子どもと家族への援助方法を習得する	2前	20	1	○	△		○	○	○	
○		小児看護学 方法論Ⅱ	小児のヘルスアセスメントを学び、小児看護に必要な技術を身につける	2後	30	1	○	△		○	○		
○		母性看護学概 論	女性を取り巻く環境について学び、母性看護の対象及び役割を理解する	1後	30	1	○	△		○	○		
○		母性看護学 方法論Ⅰ	周産期の生理的特徴を理解し、周産期における健康保持・増進及び健康問題に関する援助方法を習得する	2通	45	2	○	△		○	○	○	
○		母性看護学 方法論Ⅱ	紙上事例による看護過程の展開を通して、母性看護の具体的な援助方法を習得すると共に、健康に働きかける看護のあり方を学ぶ	3前	30	1	○	△		○	○		
○		精神看護学 概論	こころの構造・働きや発達を理解し、精神の健康の保持・増進のための支援を学ぶ	1後	30	1	○			○	○		
○		精神看護学 方法論Ⅰ	精神に障害のある対象の精神状態や状態像、治療法を学び、その対象が経験している世界を知り精神障害者への理解を深め、援助の観点を学ぶ	2前	30	1	○			○	○	○	
○		精神看護学 方法論Ⅱ	精神看護の基本を学び、治療的人間関係を深めるための精神看護実践能力を身につける	2後	30	1	○	△		○	○		
○		看護活動と 管理	看護活動における看護管理について学ぶ	3前	20	1	○			○	○	○	
○		医療安全	医療安全の視点から安全な医療・看護を提供する意義と役割について理解を深め、倫理的判断能力・リスクマネジメント能力を養う	2後	20	1	○	△			○	○	
○		災害看護・ 国際看護	看護活動における災害看護を理解し、国際的視野から看護について学ぶ	3前	20	1	○	△			○	○	
○		看護技術の 統合	看護対象の特性・状況をアセスメントし、対象へ必要な援助を統合・実践する基本的能力を養う	3後	30	1	○	△	△	○		○	
○		卒業論文	事例研究に必要な基本的知識や態度について学び、実践してきた看護について事例研究を通して、科学的根拠や看護理論と照らし合わせて、論文としてまとめることにより、よりよい看護実践が追究できる態度を養う	3通	30	1	○	△		○	○		

○		基礎看護学 実習Ⅰ	看護における活動の場、患者の療養環境を知り患者とのコミュニケーションを図る	1前	45	1			○	○	○	○
○		基礎看護学 実習Ⅱ	健康障害により入院生活を與儀なくされている対象を理解し、日常生活の援助を実践する。	1後	45	1			○	○	○	○
○		基礎看護学 実習Ⅲ	基礎看護学で学んだ知識・技術を統合し、日常生活援助を通して、看護過程展開の基本を習得する	2前	90	2			○	○	○	○
○		地域・在宅 看護論実習Ⅰ	住民の健康支援にかかわる場の役割・機能について学ぶ	1前	45	1			○	○	○	○
○		地域・在宅 看護論実習Ⅱ	地域で暮らす人々が多様な活動の場（社会参加）において、共に支え合い、成長しながら地域で強制していることを理解し、地域での看護の役割について学ぶ。	2後	45	1			○	○	○	○
○		地域・在宅 看護論実習Ⅲ	訪問看護ステーション及び居宅介護支援事業所の役割・機能を理解し、在宅療養者のもつ療養上の課題を知り、療養者及び家族のQOL向上にむけて看護者の果たす役割について学ぶ	3通	90	2			○	○	○	○
○		成人・老年 看護学実習Ⅰ	成人期から老年期にある対象の健康の保持増進と疾病予防の活動と保健医療チームにおける看護役割を理解する。また、対象の健康問題を理解し、慢性期・終末期の経過をたどる対象とその家族への看護を実践する能力を養う	2後	135				○	○	○	○
○		成人・老年 看護学実習Ⅱ	成人・老年期における健康問題を理解し、周手術期にある対象とその家族への看護を実践する能力を養う	3通	90	2			○	○	○	○
○		成人・老年 看護学実習Ⅲ	健康障害・疾病を持つ高齢者・家族を理解し、適切な援助を提供できるよう、多職種と連携した成人・老年看護実践能力を養う。また、退院調整や回復期にリハビリテーション看護について多職種の連携を通して看護師の役割を理解する。	3通	90	2			○	○	○	○
○		小児看護学 実習	小児看護における対象の特徴を理解し、子どもの健全な成長発達を助けると共に、健康段階に応じた子どもと家族に必要な援助の実際を学ぶ	3通	90	2			○	○	○	○
○		母性看護学 実習	母性看護の対象を理解し、女性の健康に関する活動の実際を見学あるいは実施することで、保健医療福祉チームの一員としての役割を学ぶ。また、周産期における対象の心身の変化を理解し、対象及び家族に適した看護が実践できる基礎的能力を養う	3通	90	2			○	○	○	○
○		精神看護学 実習	精神に障害のある人とのかかわりを通して、対象の特徴や対象を取り巻く環境を理解し、精神的健康の回復への援助を実践できる基礎的能力を養う	3通	90	2			○	○	○	○

○			看護の統合と 実践実習	臨地実習で習得した看護実践を行うための基礎的能力を生かし、複数患者の受け持ちや一勤務帯を通じた実習、看護チームの一員としての体験によって知識、記述、態度を統合し臨床に即した看護実践力を身につける	3後	90	2				○		○	○		○
合計								3040時間(102 単位)								

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
学校の授業科目はすべて必修科目とし、履修しなければならない。 授業科目の単位の認定を受けた者について教育会議の議を経て卒業を認定する	1学年の学期区分	前期・後期	
	1学期の授業期間	21週	

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。